

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 工事の品質を確保するため、とび等一般の発注工種における格付等級の区分並びに管工事及び造園工事の発注工種における格付要件を見直す。
- (2) 公共工事の発注状況を踏まえ、土木一般、建築一般及びアスファルトの発注工種における格付等級に係る定数を削減する。
- (3) 公平な入札を図るため、部落解放鳥取県企業連合会の会員を対象とした研修加点を廃止する。

2 規則の概要

- (1) とび等一般の発注工種における格付等級を3等級（現行 2等級）とし、管工事及び造園工事の発注工種における格付要件を厳格化する。
- (2) 土木一般、建築一般及びアスファルトの発注工種における格付等級について、最下位以外の格付等級の定数を削減する。

発注工種	格付等級	定数
土木一般	A	100（現行 140）
	B	160（現行 175）
	C	知事が別途定める
建築一般	A	40（現行 45）
	B	60（現行 70）
アスファルト	A	60（現行 65）

- (3) 格付に係る点数の算定について、部落解放鳥取県企業連合会の会員を対象とした研修加点を廃止する。
- (4) 施行期日は、平成21年6月30日とする。